

電子申請届出システムに関するよくある質問

Q1

必ず電子申請届出システムを利用しなければならないのか。

A システムの利用が難しい場合は、従来と同様に、郵送・メール・対面での申請・届出をしていただくことも可能です。

Q2

操作マニュアルはあるのか。

A マニュアルは、システムログイン画面の右上に表示されている「ヘルプ」をクリックすると、見るができます。

(システムログイン URL <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>)

Q3

過去に提出した申請・届出の内容とほとんど変わらないケースであっても、申請・届出を提出する度に、申請書や付表の内容をすべて入力する必要があるのか。

A 本システムを初めて用いて申請・届出を提出する場合は、申請・届出に係るデータをすべて入力することが必要です。過去の申請情報は、添付ファイルを含め、一定期間保持することとしており、次回以降、更新申請や変更届を提出する際は、蓄積されている過去に登録した申請・届出の情報があらかじめ入力されるようになっています。

Q4

申請・届出受付を行った際に、申請者宛に通知メールが送付されるか。

A 申請・届出について、「完了」画面まで遷移すると登録されたメールアドレスに申請・届出受付を行った通知メールが送付されます。

申請届出ステータスは、「申請届出状況確認」画面で確認が可能です。

(ステータス例：申請(届出)済、未受付・受付中・受付済・差戻し・却下)

Q5

入力した内容や届出内容を帳票の形で確認することは可能か。

- A** ログイン後、入力した内容を帳票の形でダウンロードすることが可能です。
(EXCEL ファイルにてダウンロード)

Q6

訪問介護や(地域密着型)通所介護と総合事業(訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、通所介護相当サービス)を一体的に行っている場合、電子申請届出システムを利用して一括で申請・届出をできるか。

- A** 訪問介護や(地域密着型)通所介護と総合事業は「サービス分類」が異なるため、それぞれのサービスごとに申請・届出が必要です。ただし、一体的に事業を行っている場合、重複する書類は一方の届出・申請に添付していただければ、受付可能としています。なお、指定申請・指定更新にあたっては省略不可場合があります。
(例：訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービスを行っている場合、以下の①②の届出・申請が必要)
- ①訪問介護の申請・届出：「サービス分類選択」で「居宅施設」を選択して行う
 - ②訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービスの申請・届出：「サービス分類選択」で「総合事業」を選択して行う。
- ※①と重複する書類は添付不要(フォームへの入力はすべて必要)

Q7

1つの事業所で居宅・施設サービスと介護予防サービスを一体的に行っている場合、電子申請届出システムを利用して一括で申請・届出をできるか。

- A** 一括で届出が可能です。地域密着型サービスと介護予防地域密着型サービスも一括で申請・届出をすることが可能です。基準該当サービスは「サービス分類」が異なるため、サービスごとに申請・届出が必要です。

Q8

システム上の「サービス分類選択」で何を選べばよいのか分からない。

A

●「居宅施設」に含まれるサービス：

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（単独型）、短期入所生活介護（空床型・特養の併設型）、短期入所生活介護（空床型・特養以外の併設型）、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護（単独型）、介護予防短期入所生活介護（空床型・特養の併設型）、介護予防短期入所生活介護（空床型・特養以外の併設型）、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

●「地域密着型」に含まれるサービス：

夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（単独型・併設型）、認知症対応型通所介護（共用型）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス(=看護小規模多機能型居宅介護)、地域密着型通所介護、**居宅介護支援事業**、介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型）、介護予防認知症対応型通所介護（共用型）、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

●「基準該当」に含まれるサービス：

居宅介護支援事業

●「総合事業」に含まれるサービス：

訪問介護相当サービス（介護予防訪問介護相当サービス）

生活援助型訪問サービス（緩和した基準による訪問型サービス（定率））

通所介護相当サービス（介護予防通所介護相当サービス）

ミニデイ型通所サービス（緩和した基準による通所型サービス（定率））

※介護保険法上のサービス分類とは異なるものもあります。

Q 9

電子申請届出システムの利用にあたっては、「G Biz I D」の取得が必ず必要なのか。

- A** 電子申請届出システムの利用にあたっては、「G Biz I D」の取得が必要になります。あらかじめ取得していただきますようお願いいたします。詳細は、以下のホームページをご覧ください。（ <https://gbizid.go.jp/top/> ）

Q 10

G Biz I Dを取得するにはどうすればよいか。

- A** 押印のある申請書と印鑑証明書のG Biz I D運用センターへの郵送申請（2週間ほどかかります）、もしくはマイナンバーカードを用いたオンライン申請（最短即日、主に株式会社・有限会社・合同会社の方が対象）が可能です。詳細は、以下のホームページをご覧ください。（ <https://gbizid.go.jp/top/> ）

Q 11

「G Biz I D」にはいくつか種類があるが、どれを取得すればよいのか。

- A** 電子申請届出システムを利用するには、まず 「G Biz I Dプライム」 の申請が必要です。
- 従業員の方は、「G Biz I Dプライム」が作成する「G Biz I Dメンバー」のアカウントで電子申請届出システムが利用できます。詳細は、以下のホームページをご覧ください。（ <https://gbizid.go.jp/top/> ）